

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 15 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 12 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 22 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、申立期間を含む昭和49年10月から50年3月までの期間の付加保険料を同年2月26日に国民年金保険料と共にA市B区役所で納付した領収書を所持している。年金事務所から申立期間の付加保険料を納付期限が経過しているとの理由で返還すると言われたが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和49年度の「国民年金保険料領収書」により、申立期間を含む昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料及び付加保険料は、同年2月26日にB区役所で一括して納付されたことが確認できる。

また、申立期間の保険料が納付された昭和50年2月26日の時点では、申立期間の付加保険料は納期限を過ぎているため還付の手続を行うべきところ、還付の事実は認められず、申立期間の付加保険料は、36年の長期にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、納期限を過ぎていることを理由として申立期間の付加保険料の納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和54年に結婚した後も国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付してきた。59年11月にA区からB市に引っ越した後も、C（地名）の中にあるD銀行で納付していたのに、申立期間が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年11月にA区からB市に引っ越した後も、引き続き国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の年金手帳及びオンライン記録には、同年11月のB市への転入が記録され、A区の国民年金被保険者資格カード索引票には60年1月にB市への記録管理の転出が記録されており、これらのことからB市において申立人に申立期間の現年度保険料の納付書が発行され、申立人は申立期間の保険料を納付できる環境にあったと推認できる。

また、申立人は、申立期間前から国民年金に任意加入し、長期間保険料を納付済みであり、申立期間後の国民年金第3号被保険者該当の届出も、第3号被保険者制度の始まった昭和61年4月に行っており、年金制度への意識の高さが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫の仕事は安定しており、標準報酬月額も高く、申立人が申立期間の保険料を未納にする事情はうかがえず、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和41年4月から42年6月まで

私は、国民年金手帳に国民年金被保険者の資格取得日が昭和42年7月1日と記載されているが、それより以前に資格取得した記憶がある。今回、A年金事務所から資格取得日以前の40年4月から41年3月までの国民年金保険料が誤って納付されたため還付するという調査結果を受け取ったが、保険料の納付を始めた時期から資格取得したと考えるのが当然で、資格取得していない者に保険料を納付させることは不自然な事務処理であり、過誤納として当該保険料が還付されることは納得できない。

また、昭和41年4月から42年6月までの保険料についても続けて納付していた記憶があり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の特殊台帳において、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立期間①に係る保険料については、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は昭和42年7月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、本来遡って加入することができない任意未加入期間に対する納付であることを理由として、平成23年5月16日に還付決議が行われている。
しかし、行政側に本来納付することができない未加入期間である申立期間①の保険料を収納した過誤があったことがうかがわれ、申立期間①の保険料は40年以上の長期間国庫歳入金として扱われていたことを踏

まえると、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、申立期間①の被保険者資格を認めず納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

2 申立期間②については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である上、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿に保険料を納付した記録は無い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年12月1日から30年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を29年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年8月30日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を同年8月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月29日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支社における資格取得日に係る記録を同年7月29日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月1日から30年2月1日まで
② 昭和30年8月30日から同年9月1日まで
③ 昭和37年7月29日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和22年4月17日から50年2月28日まで継続して勤務していたが、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録

が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、B社から提出された申立人の社員台帳から判断すると、A社に継続して勤務し（昭和29年12月1日に同社本社E事務所から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和30年2月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、B社から提出された申立人の社員台帳から、申立人は昭和29年12月1日から30年9月19日までA社C支社に在籍し、この期間のうち、同年4月2日付けで同社からF（業務）の命を受け、同年4月1日から同年8月30日までの期間について、G丸に乗船し船員保険に加入していたことが確認できる。

また、事業主は、「社会保険の加入について、当時、社員が陸上勤務になったときは、船員保険の資格喪失日に厚生年金保険に加入させており、この取扱いは全国一律であった。申立期間②の欠落が生じた原因は、船員保険と厚生年金保険との切替えが繋がっていなかったことによるものであると考える。」と回答しており、申立人と同様、G丸に乗船し、下船後、A社本社E事務所に在籍したと考えられる元同僚は、船員保険の資格を喪失した昭和30年8月30日に同社本社E事務所で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間②に同社C支社に勤務し、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和30年9月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、B社から提出された申立人の社員台帳から、申立人は昭和37年1月1日から38年3月31日までA社本社H（部門）（適用事業所としての名称は同社D支社）に在籍し、この間、同社より37年3月29日にI丸J（役職）として乗船の命を受け、同年3月2日から同年7月29日までの期間、I丸に乗船し船員保険に加入し、下船後、申立期間を経て同年8月5日にK丸L（役職）として乗船の命を受け、同年8月1日から同年11月12日までの期間について、K丸に乗船し船員保険に加入していたことが確認できる。

また、事業主は、「社会保険の加入について、当時、社員が陸上勤務になったときは、船員保険の資格喪失日に厚生年金保険に加入させており、この取扱いは全国一律であった。申立期間③の欠落が生じた原因は、船員保険と厚生年金保険との切替えが繋がっていなかったことによるものであると考える。」と回答しており、申立人と同様、I丸に乗船した者のうち、昭和37年7月29日に船員保険の資格を喪失した後、A社本社E事務所に在籍したと考えられる元同僚6人は、全員が同日付けで同社本社E事務所において資格取得していることが確認できるところ、申立人は、I丸を下船した7日後にK丸に乗船していることから、I丸を下船後は同社D支社に在籍していたものと考えられる。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間③について雇用保険の被保険者期間であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社D支社に継続して勤務し、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社D支社における昭和37年2月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立期間③において被保険者資格の取得届が提出された場合には、

被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理としては考え難いことから、事業主は申立期間③について資格の得喪に係る届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を37万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月8日

私は、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険被保険者記録によると、平成19年6月8日にA社(現在は、B社)から支給された賞与において厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与記録が無いことに納得できないので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細表により、37万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した形跡が無い。」と回答していることから、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年2月から同年6月までは24万円、同年7月から5年1月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月26日まで
私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額は、実際の給与よりかなり低額の8万円になっている。申立期間当時はアパートに住んでおり、給与が8万円だと家賃しか払えず、光熱費の支払いはできなくなることになり、また、平成3年には長女が誕生し、生命保険を契約したという事実もあるので、給与が8万円では生活することはできないので、調査の上、標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年6月までは24万円、同年7月から5年1月までは28万円と記録されていたところ、同年2月1日付けで、3年2月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所においては、申立人を含む19人の標準報酬月額の記録が、平成3年2月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の事業主から回答を得られないため、当該遡及訂正の実態について確認することはできないが、元経理担当者は、「A社は、社会保険について規定どおりの手続を行い、規定どおりの社会保険料を給料から徴収していた。平成5年2月頃の同社の資金繰りは大変厳しく、社会保険料も4、5か月分の滞納があったと記憶している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年2月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について3年2月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年2月から同年6月までは24万円、同年7月から5年1月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和41年5月20日に入社し、平成10年8月3日に一旦退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では同社B工場において昭和49年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、本社において同年4月1日に被保険者資格を取得した記録になっており、被保険者期間に1か月の欠落があることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の履歴書、事業主回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に同社B工場から同社本社に異動、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は同日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月4日から同年3月3日まで

私は、昭和39年1月4日にA社に入社し、同年3月3日から正社員に採用された。同年1月4日から同年3月3日までは臨時雇用のため、厚生年金保険料は徴収されないものと思っていたが、給料支払明細書が見つかり保険料の控除が確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和39年1月及び同年2月の給料支払明細書により、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の昭和39年1月及び同年2月の給料支払明細書により、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月31日から同年2月1日まで

私は、平成15年3月から16年1月末日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年1月31日となっている。会社が発行した退職証明書には、退職日が同年1月31日と記載されており、また、賃金台帳により同年1月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、資格喪失日を同年2月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の退職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社を平成16年1月31日に退職していることが確認できる。

また、A社は、給与の締日は月末で、支払いは翌月の25日であり、厚生年金保険料は当月控除であると回答しているところ、同社から提出された平成16年度賃金台帳（16年1月支給分から同年12月支給分まで）において、同年2月支給分（同年1月給与）から同年1月分の保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範

囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により確認できる保険料控除額から、申立期間における標準報酬月額は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は申立人の資格喪失日を平成16年1月31日と届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月21日から同年7月2日まで

私は、B社から提出された在職証明書によると、昭和42年7月1日まで勤務し、給料等が支給されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年4月21日となっていることに納得できないので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の在職証明書、人事記録及び月給者賃金台帳により、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の月給者賃金台帳により確認できる保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は、「申立期間当時の関係資料が無く、不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月26日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年7月から同年9月までの標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月10日から同年10月26日まで
私の厚生年金保険被保険者記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間が、昭和61年4月1日から平成4年7月10日までとなっているが、実際には同年10月26日であるので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年10月26日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と記録されていた同年8月20日の約8か月後の5年4月28日付けで、資格喪失日（4年10月26日）を取り消した上で、5年4月30日付けで、4年10月1日の定時決定を取り消す処理及び申立人の資格喪失日を同年7月10日に訂正する処理を行っていることが確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年8月20日）において、上記訂正処理前の記録から、法人事業者として同社は適用事業所要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、平成2年9月

20日に取締役重任され、4年9月24日に退任していることから、申立人は、遡及訂正が行われた5年4月30日において役員でないことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は、B（業務）を統括する管理職で、社会保険の事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、既に平成4年10月26日に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日を平成4年7月10日とする訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の同年10月26日であると認められる。

また、平成4年7月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年10月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月は30万円、同年10月から18年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月31日、同年12月19日、16年7月15日、同年12月15日、17年7月29日、同年12月29日、18年8月11日、19年8月9日、20年8月11日及び同年12月29日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月31日は15万円、同年12月19日は25万円、16年7月15日は15万円、同年12月15日は14万6,000円、17年7月29日は14万6,000円、同年12月29日は23万7,000円、18年8月11日は23万7,000円、19年8月9日は23万1,000円、20年8月11日は22万6,000円及び同年12月29日は22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から20年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月15日
⑤ 平成16年12月15日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 29 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 29 日
- ⑧ 平成 18 年 8 月 11 日
- ⑨ 平成 19 年 8 月 9 日
- ⑩ 平成 20 年 8 月 11 日
- ⑪ 平成 20 年 12 月 29 日

私は、平成 10 年 2 月から 21 年 12 月まで A 社に継続して勤務したが、15 年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額が受け取っていた給与に比べて低く記録されている。また、15 年 7 月から 20 年 12 月までに賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、18 年 12 月に支給された賞与を除いて、標準賞与額の記録が欠落しているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの期間において、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から、平成 16 年 9 月は 30 万円、同年 10 月から 18 年 8 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人から提出された給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年9月1日から16年9月1日までの期間及び18年9月1日から20年9月1日までの期間については、上記給料明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについては、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間②から⑩までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる保険料控除額から、平成15年7月31日は15万円、同年12月19日は25万円、16年7月15日は15万円、同年12月15日は14万6,000円、17年7月29日は14万6,000円、同年12月29日は23万7,000円、18年8月11日は23万7,000円、19年8月9日は23万1,000円、20年8月11日は22万6,000円及び同年12月29日は22万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②から⑩までに係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月1日から21年2月1日まで
私のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成18年3月から21年1月までの期間について20万円となっているが、当該期間の給与は70万円以上であり、それに対応した厚生年金保険料を控除されており、その給与明細書を添付するので、厚生年金保険の標準報酬月額を実態に合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書により確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年12月28日まで

私のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初50万円であったが、年金記録では41万円に訂正されており、納得できないので、調査して当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月31日より後の同年4月4日付けで、5年5月1日に遡及して41万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立期間において厚生年金保険被保険者であった5人全員が申立人と同様に平成6年4月4日付けで、遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、オンライン記録により、申立人は遡及訂正処理が行われた平成6年4月の時点において、既に別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和47年4月にA社に入社してから、49年に退職するまで途中で転勤はしたが、退職することなく継続して勤務していた。48年9月の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元事業主の供述から、昭和48年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和48年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間、平成 2 年 2 月から同年 6 月までの期間及び 3 年 4 月から 4 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成 2 年 2 月から同年 6 月まで
③ 平成 3 年 4 月から 4 年 6 月まで

私は、結婚した昭和 42 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①から③までの国民年金保険料を、私の妻の保険料と共に順次納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日により、申立人夫婦が加入手続を行ったのは 50 年 12 月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続の時期と相違する。

また、申立期間①については、申立人の特殊台帳により第 2 回特例納付制度を利用して昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の保険料を納付していることが確認できるところ、同年 4 月以降は第 2 回特例納付の対象期間ではない上、加入手続を行った 50 年 12 月時点では、申立期間①の保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間②及び③については、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も未納である上、オンライン記録により、平成 4 年 7 月から 6 年 3 月までの保険料を同年 8 月に過年度納付していることが確認でき、同時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができない期間である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出された事情はうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付し
ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立
期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの期間、平成2年2月から同年6月までの期間及び3年4月から4年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から50年3月まで
② 平成2年2月から同年6月まで
③ 平成3年4月から4年6月まで

私の夫は、結婚した昭和42年4月に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間①から③までの国民年金保険料を順次納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和42年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日により、申立人夫婦が加入手続を行ったのは50年12月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続の時期と相違する。

また、申立人の加入手続を行った時点において、申立期間①の過半にあたる48年3月以前の保険料は、特例納付制度を利用しなければ時効により納付することができない期間であるところ、申立人の夫は、特例納付を行ったことは無いと回答している。

さらに、申立期間①において、申立人の夫は過年度納付及び特例納付を行っているが、申立人夫婦が加入手続を行った時点で、申立人は満32歳、申立人の夫は満40歳であり、申立人の夫は過年度納付及び特例納付による納付を行わなければ60歳に達するまでに老齢年金の支給要件である300か月を満たすことができないことから、申立人の夫の保険料のみを過年度納付及び特例納付したものと考えられ、申立人は、60歳に達するま

でに約 28 年間あり、過年度納付及び特例納付制度を利用しなくとも老齢年金の支給要件を満たすことは可能であった事情がうかがえる。

加えて、申立期間②及び③については、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫も未納である上、申立期間は合計 116 か月と長期に及び、申立期間に係る行政機関が同一人に対してこれだけの長期にわたる事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

このほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情がうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年9月まで

私の国民年金は、父が加入手続を行い、昭和44年4月から国民年金保険料を納付し、49年4月に厚生年金保険に加入後も同年9月まで国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。当時の国民年金手帳は火災で消失してしまったが、私の国民年金の記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は66か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から51年3月まで

私は、昭和41年2月に結婚して、それ以来、夫とA(業種)を営んできた。国民年金保険料はいつも夫と二人分を一緒に納付してきたのだが、数年前にねんきん特別便を見て初めて申立期間が未納となっていることを知った。納付できないので社会保険庁(当時)に文書で反論をしたのだが認めてもらえないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月27日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日により、申立人の国民年金の加入手続は50年8月頃に行われたと推認され、同時期は第2回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は既に亡くなっており、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料は全て未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は112か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3930

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から51年6月まで

私は、友人と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、主に母が郵便局又は銀行で納付してくれていたが、自分でも納付したことがある。申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、昭和53年7月17日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月に行われたと推認できることから、申立人の主張する加入手続を行った時期と相違する。

また、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、特殊台帳において、昭和53年10月31日に、その時点で過年度納付することができる全ての期間の保険料を納付していることが確認できるが、同時点で申立期間の保険料は時効により納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月まで
私の国民年金は、昭和 62 年頃に父が加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていたはずである。年金事務所から国民年金の加入記録が確認できないと回答があったが、妹は 20 歳から記録があるので、私の記録も確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が昭和 62 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる国民年金手帳番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父の記憶は曖昧であり、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は 50 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から42年6月まで

私は、昭和41年5月に夫の転勤によりA市に転居した。転居後、夫の上司の妻から国民年金の加入を勧められて、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、同年6月から同年12月までの国民年金保険料として1,400円を同年6月に、42年1月から同年6月までの保険料として1,200円を同年1月に同市役所窓口で納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月に夫の転勤によりA市に転居し、その後、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、B区において申立人が43年3月4日に国民年金に任意加入したことにより、払い出されたことが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年12月までの期間及び47年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から46年12月まで
② 昭和47年4月から49年3月まで

私は、大学生のとき国民年金被保険者の資格を取得したが、国民年金手帳を交付された記憶が無かったので、昭和46年10月の結婚を契機に国民年金手帳を再交付してもらった。私の年金記録では、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているが、納付したはずであり、納得できない。また、結婚後の申立期間②の保険料については、妻が私の分も一緒に納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和40年2月から同年4月頃までに行われたと推認でき、加入手続の際に35年10月1日に遡って強制被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②の国民年金保険料は現年度納付が可能であるものの、申立人は申立期間①及び②の保険料の納付方法、納付場所等の記憶が定かではなく、保険料の納付状況が不明である上、オンライン記録、特殊台帳及びA区の国民年金被保険者名簿には、申立期間①及び②の保険料を納付した記録は無く、申立期間①及び②の保険料を納付したと推認することは困難である。

また、オンライン記録において、申立期間②の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、昭和47年6月から50年3月までの保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏

名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は合わせて 84 か月と長期間である上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3934

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで

私は、昔から年金は重要なものと考えており、昭和56年11月末に会社を退職して、すぐに国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の納付を始め、結婚した57年6月頃からは、口座振替で間違い無く納付を続けていたはずである。申立期間当時は、経済的には全く困っておらず、任意加入を辞める理由は無く、資格喪失の申出をした記憶も無いのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和57年6月頃からは、口座振替で国民年金保険料の納付を続け、申立期間において国民年金の資格喪失の申出をした記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄中に被保険者でなくなった日が昭和60年6月1日、次の行に被保険者となった日が61年4月1日と記載されており、当該資格喪失日及び資格取得日は、A市、B町並びにC市の保管する被保険者名簿及びオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、D市の国民年金保険料検認状況一覧票によると、申立人は昭和57年4月から60年3月までの保険料は口座振替により納付していたが、同年4月及び同年5月の保険料は納付方法を3か月ごとの「自主納付」に変更して納付していることが確認できるところ、申立期間当時は年4回の納期限に基づき納付する方法であったことから、同年4月から同年6月までの保険料はまとめて納付することになるが、上記被保険者名簿及びオンライン記録には資格喪失後の期間である同年6月の保険料が過誤納となっ

た記録は無く、還付された形跡は見当たらないことを踏まえると、申立人が同年6月以降の保険料を引き続き納付していたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3935

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から44年3月まで

私は、昭和39年4月まではA区で女性の集金人に、同年5月からはB市で男性の集金人にそれぞれ国民年金保険料を納付していた。また、国民年金に加入した当初の期間については、特例納付により保険料を納付しており、その後の期間について未納にするはずはないと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料はA区及びB市において集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和53年6月30日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同時期以降に申立人の国民年金の加入手続は行われ、この際、国民年金制度が発足した36年4月1日に遡って被保険者資格を取得したと推認されることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入以降に、申立期間の保険料を納付しようとする場合、特例納付が考えられるところ、申立人の特殊台帳によると、昭和55年6月に36年4月から38年12月までの保険料を特例納付したことが確認できるが、当該特例納付については、申立人が厚生年金保険に加入した44年4月から60歳になるまでの期間において年金受給資格期間を満たさないことから、36年4月から44年3月までの未納期間のうち、受給権の確保に必要な36年4月から38年12月までの保険料を特例納付したものと推認される上、B市が55年12月に作成した特例納付状況一覧表

においても申立期間は未納となっている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 63 か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3936（事案 1347、2574 及び 3679 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月まで

私は、3 回目の申立てにおいて、昭和 36 年 4 月から 45 年 5 月まで、A 市役所のパートタイマーの女性の集金人に国民年金保険料を納付したことについて調査依頼した結果、集金人は常時 4、5 人雇用していたが、当時の集金の制度に関する資料は市役所に残っていないなどとして申立てが認められなかった。市役所で記録をなくしているのに、個人には領収書が無いから申立てを認めることができないとする委員会の判断に矛盾を感じているので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金に任意加入したのは昭和 45 年 5 月で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金保険料を納付することができない未加入期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、ねんきん特別便に添付された「年金記録のお知らせ」の資格取得年月日と資格喪失年月日は、国民年金に任意加入することは可能ではあるが、実際には、任意加入していない期間を合算対象期間として表しており、申立人が昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入したことを示す記載ではないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は市役所がパートタイマーの女性を使って集金した事実の有無及び A 市の集金人に納付したのに、年金記録に自分の氏名が見当た

らない理由について調査することを要望していたところ、i) A市役所は「国民年金保険料の徴収員として、常時4人から5人の女性を雇用していたことはあったが、当時の集金の制度に関する資料は残っていない。」と回答しており、集金の実施体制、集金人の雇用形態等については不明であること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名の読み方を変えて再度縦覧調査を行ったが、昭和36年当時、保険料の納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、市役所がパートタイマーの女性を使って集金したことに関する資料をなくしているのに、個人には領収書が無いから申立てを認めることができないとする委員会の判断に矛盾を感じているとして4回目の申立てをしているが、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月から 36 年 4 月まで
② 昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 11 月から 36 年 4 月まで、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）に所在した E 社に勤務したが厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、F 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 55 年 11 月 1 日と記録されているが、同社には 57 年 7 月まで勤務したので、同社が適用事業所でなくなった 56 年 12 月 1 日までは被保険者期間である。申立期間①及び②の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A 県 B 郡 C 町に所在した E 社に勤務した。」と主張しているが、オンライン記録において当該所在地に同名称又は類似する名称の事業所は適用事業所として確認できない上、申立人は当該事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間①における勤務実態について確認できない。

また、所在地は異なるが同一名称の E 社 G 工場が D 市 H 区 I（当時）に厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、当該事業所は、昭和 27 年 8 月 8 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①は、当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

さらに、E 社は、「当社の社会保険取得記録を記入した当時の帳簿には、申立人の氏名は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、F社の元同僚は、「申立人のことは覚えているが、勤務した期間は覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、F社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 28 日から 15 年 10 月 1 日まで

私は、A 県 B 市に所在した C 事業所に平成 8 年 10 月 28 日に入所し、D（業務）全般を行い、15 年 10 月 1 日に退職した。国民年金から厚生年金保険への切替えのため、事業所の職員に年金手帳を提出し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。入所年月日の記載のある E（業種）職員登録証票と退職時に交付を受けた源泉徴収票を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。なお、当時の C 事業所における、私の勤務状況は、午前 9 時から午後 3 時までの勤務を基本としていたところ、この理由については、所長から事務所に私に引き継がせるため、特命として他の職員には口外せず、F（資格）を取得するよう言われていたためである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び申立人から提出された G（団体）長が発行した E 職員登録証票（平成 9 年 4 月 28 日付け）により、申立人が 8 年 10 月 28 日から期間は特定できないものの、C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、E（業種）職員登録証票が正職員であったことの証左であると主張しているが、G（団体）では、「同登録証票は、平成 15 年 6 月まで発行されていたが、当時、正職員のみを対象に発行していたか否かは不明である。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚及び申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険に加入していた元同僚 5 名は、全員、「申立人が 7 年間もの長期間勤務していた記憶は無い。」と供述し、そのうちの 2 名は、「申立人は、平成 10 年には退職した。」と供述して

いる。

また、C事業所を引き継いだ事業所の所長は、「H氏は、平成18年に死亡しており、遺族の方からの要請で、私が事業所を引き継いだら、当時継続して雇用した職員以外の職員の資料は保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は申立期間中の平成11年7月26日からI県J郡K町に居住していたことが確認できるところ、K町から提出された申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、5年1月1日に強制で国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間のうち、8年10月から9年3月までの期間及び11年7月から15年9月までの期間は全額申請免除、9年4月から11年6月までの期間は未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は申立期間中の平成15年5月22日からL市に居住していることが確認できるところ、オンライン記録により、申立人が同年10月1日からL市所在のM事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、国民年金の被保険者資格の喪失記録は、同年10月6日に処理されており、相互の記録に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 6 日から 43 年 7 月 31 日まで

私は、60 歳になる前に A 年金事務所に年金について相談したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。申立期間より前に脱退手当金を受給した際に受給額が少なかったので、申立期間については、脱退手当金の請求をせず、厚生年金保険被保険者期間として将来年金を受給するつもりでいたので、申立期間の脱退手当金については、請求も受給もしていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間以前に支給記録のある脱退手当金については、受給したことを認めているが、申立期間については受給していないと主張しているところ、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人は、申立期間以前に支給された脱退手当金の支給対象期間に挟まれた被保険者期間（9 か月）については、「期間が短かったので、支給対象期間となっていなかったことに気付かなかった。」と供述している上、当該期間は申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号とは異なる番号で管理されており、当該期間が申立期間に係る脱退手当金の支給対象期間に含まれていないことだけをもって不自然さがあるとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 1 月 5 日まで

私は、申立期間当時、A（機関）B事業所（現在は、C（機関）D事業所）にE（職種）として勤務していた。申立期間が公的年金に未加入の期間となっているので、F組合に確認したところ、F組合での加入記録は無いとの回答だったので、厚生年金保険の被保険者記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G（機関）から提出された回答書により、申立人は、申立期間当時、A（機関）B事業所にH（職種）として勤務していたことが確認できる。

しかし、G（機関）は、「申立期間当時、A（機関）B事業所において、E（職種）及びH（職種）は、いずれの被用者年金制度にも加入させていなかった。」と回答している上、同法人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人がA（機関）B事業所のE（職種）の元同僚として記憶している二人は、いずれも同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 11 年 5 月 16 日まで
② 平成 11 年 5 月 16 日から 12 年 5 月 26 日まで

私は、申立期間①においては、A社にB（職種）として勤務し、申立期間②においては、A社の事業主の長男が経営するC社にB（職種）として勤務したが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額の半額にされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①の標準報酬月額が実際に支給された給与額の半額にされていることは納得できない。」と主張している。

しかし、申立人が所持するA社の平成5年8月、7年10月及び同年12月の給料支払明細書において、当該期間の給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録上の当該期間の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の長男は、「当時の関係書類は処分しており、何も無い。」と回答しており、申立期間①における保険料の控除について確認することはできない。

さらに、当該事業所の元従業員のうち、連絡が取れた3名は、いずれも、「標準報酬月額について相違が無い。」と供述している。

このほか、申立期間①において、申立人が事業主により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人は、「申立期間②の標準報酬月額が実際に支給された給与額の半額にされていることは納得できない。」と主張している。

しかし、C社から提出された賃金台帳によれば、申立期間②における給与から控除されている保険料は、オンライン記録上の申立期間②に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、D厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳により、申立期間②の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年1月まで

私は、平成3年4月から8年1月まで、A市のB社に勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A市のB社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局においても当該事業所に係る商業登記が確認できない。

また、C県は、「B社が、A市におけるD（業種）の免許を取得した実績は無い。」と回答している上、A市商工会議所は、「当該事業所は当会に加入したことは無い。」と回答しており、同市でD（業種）を営む他の事業主は、「同市で申立期間当時から、D（業種）を営んでいるが当該事業所のことは聞いたことが無い。」と供述している。

さらに、申立人は、「B社の元事業主は、E事業所の元事業主と同一人物である。」と主張するが、申立期間当時、E事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、当該元事業主の所在が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を正確に記憶していないため、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 8 日から 8 年 10 月 1 日まで
私がA社に勤務していた平成 7 年 5 月の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は 30 万円、同年 10 月の定時決定では 34 万円と記録されているが、給与より低く納得できないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された平成 7 年 5 月から 8 年 9 月までの給与支払明細書により、申立人の保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 4 月 29 日まで

私は、A社に勤務をしていた期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 7 月までの標準報酬月額が、44 年 9 月より低くなっている。当時は、高度成長期で給与が下がることは無かったので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、46 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額が、離職票に記載されている給与額と異なるため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間①より前の標準報酬月額と比較して標準報酬月額が低くなっていると申し立てているが、A社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者名簿」により、申立人の標準報酬月額は、資格取得した昭和 44 年 3 月は 2 万 8,000 円、同年 7 月は 3 万 3,000 円、同年 10 月は 3 万円と推移していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社の昭和 44 年 10 月の定時決定において、申立人と同期入社で同じ資格取得日（44 年 3 月 24 日）の元同僚 50 人を抽出したところ、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている者は 29 人確認でき、申立人のみが標準報酬月額を引き下げられる取扱いであったことはうかがえない。

さらに、申立人と同期入社で同じ資格取得日の元同僚 6 人（申立人と同様に標準報酬月額が下がっている元同僚 3 人を含む。）から回答が

得られ、いずれも当時の給与明細書は所持していないが、自身の厚生年金保険の標準報酬月額が正しいと供述している。

加えて、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、同被保険者名簿の申立人に係る「標準報酬月額の変せん」欄における記録管理に不自然さはない。

このほか、申立人の申立期間①において、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された失業保険被保険者離職票により、離職月を含む前7か月間の平均報酬月額に見合う標準報酬月額は、4万2,000円であり、オンライン記録（3万9,000円）よりも1等級上位であることが確認できるが、標準報酬月額の月額改定は、基本給に変動があり、かつ連続した3か月間の平均標準報酬月額に2等級以上の差があることが要件となっていることから、月額改定の対象とはならないと考えられる。

また、A社から提出された申立人に係る上記被保険者名簿において、資格喪失日である昭和46年4月29日時点の標準報酬月額は3万9,000円、保険料は897円と記録されていることが確認できるところ、同保険料は、標準報酬月額3万9,000円に見合う額である。

このほか、申立人の申立期間②において、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 11 日から同年 11 月 30 日まで
私は、昭和 39 年 5 月に A 社に入社したが、私の紹介により 3 か月後に同社に入社した友人の厚生年金保険の加入記録は 6 か月あるのにもかかわらず、私の加入記録が 3 か月しかないことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 5 月から同年 11 月まで A 社に勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、A 社は、昭和 43 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、59 年 12 月に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する元同僚 6 人に照会を行ったが、申立人が同社に紹介したとする友人からは回答が得られない上、回答を得られた 4 人全員が、「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人は昭和 39 年 8 月 11 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日付けで別の事業所において資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から7年7月14日まで

私は、日本年金機構から、以前勤務していたA社における標準報酬月額について一部疑問があるので確認してほしい旨の照会を受けたが、厚生年金保険は事業所が全ての事務処理を行っており、私は全く関与しておらず、当時の給与支給額の記憶も無いので、年金記録に疑問があるのであれば、記録を管理している同機構内部で調査を行い、私に報告すべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、日本年金機構からの照会に対する「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」において、記録に「「もれ」や「誤り」があるかもしれない。」とする回答をしており、今回、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社は、平成12年2月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の平成4年、5年及び6年の定時決定の標準報酬月額の記録は、当該事業所における全ての被保険者と同日で処理されており、その処理日から、事業主は社会保険事務所（当時）に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を遅滞無く提出していることが推認できる上、申立期間の標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な処理がなされた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者の資

格を有する5人に照会したが、申立人の報酬月額等について具体的な回答は得られない。

加えて、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 20 日から 39 年 2 月 10 日まで
② 昭和 41 年 8 月 26 日から 42 年 1 月 9 日まで

私は、昭和 38 年 10 月 20 日にA事業所に入所し、39 年 2 月 10 日までB（職種）として勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。また、その後 41 年 8 月 26 日から 42 年 1 月 9 日までC市に所在するD事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。

それぞれの申立期間において厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A事業所にB（職種）として勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の所在も判明しないため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は元同僚の氏名の一部しか記憶していないことから、個人を特定することができず、当該元同僚に聞き取り調査を行うことができないため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①前後において被保険者資格を有し所在の判明した元同僚2名に申立人の勤務実態等を照会したが、2名共に「申立人のことは知らない。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「C市に所在するD事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、オンライン記録では、申立期間②において、E県内に「D事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局においても「D事業所」という事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は元同僚の氏名の一部しか記憶していないことから、個人を特定することができず、当該元同僚に聞き取り調査を行うことができない。

さらに、申立人は、申立期間②については、「以前に勤務していたF社の元同僚が経営していた事業所に勤務していたかもしれない。」とも供述していたことから、F社に係る被保険者名簿において、申立期間②前後に厚生年金保険被保険者資格が確認でき所在の判明した6名の元同僚に照会したところ、複数の元同僚から、「F社がG（氏名）さんという方の個人宅を賃借し、工場として使っており、その工場をD事業所と言っていた。」との供述が得られたが、申立人の勤務実態及び保険料控除について、具体的な供述は得られなかった。

加えて、F社の被保険者名簿において申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。